

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長等
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税 4・地方税 5 (自動連動)) (法人税 : 義、法人住民税 : 義、法人事業税 : 義)
		② 上記以外の税目	(国税 4・地方税 5 (自動連動)) (所得税 : 外、個人住民税 : 外)
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		<p>《現行制度の概要》</p> <p>中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額300万円を限度に、全額損金算入できる制度。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>適用期限を2年延長する。</p> <p>昨今の経済状況等やインボイス制度の対応状況を踏まえて、所要の見直しを行う。</p> <p>《関係条項》</p> <p>所得税 (租税特別措置法第28条の2、租税特別措置法施行令第18条の5)</p> <p>法人税 (租税特別措置法第67条の5、租税特別措置法施行令第39条の28)</p>
5	担当部局		総務省情報流通行政局地域通信振興課デジタル経済推進室
6	評価実施時期及び分析対象期間		<p>評価実施時期：令和7年8月</p> <p>分析対象期間：令和元年度～令和9年度</p>
7	創設年度及び改正経緯		<p>平成15年度 創設</p> <p>平成18年度 損金算入額の上限を年間300万円とした上で2年間の延長(平成20年3月末まで)</p> <p>平成20年度2年間の延長(平成22年3月末まで)</p> <p>平成22年度2年間の延長(平成24年3月末まで)</p> <p>平成24年度2年間の延長(平成26年3月末まで)</p> <p>平成26年度2年間の延長(平成28年3月末まで)</p> <p>平成28年度 適用対象を従業員1,000人以下の事業者に限定した上で2年間の延長(平成30年3月末まで)</p> <p>平成30年度2年間の延長(令和2年3月末まで)</p> <p>令和2年度 適用対象を従業員500人以下の事業者に限定した上で2年間の延長</p>

			<p>長（令和 4 年 3 月末まで）</p> <p>令和 4 年度 対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものと除く。）の用に供した資産を除外した上で 2 年間の延長（令和 7 年 3 月末）</p> <p>令和 6 年度 対象法人から電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により法人税の確定申告書等に記載すべきものとされる事項を提供しなければならない法人のうち常時使用する従業員の数が 300 人を超えるものを除外したうえで 2 年間の延長（令和 8 年 3 月末）</p>							
8	適用又は延長期間		令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで							
9 必要性 等	① 政策目的及 びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は我が国雇用の 7 割を支える重要な存在である。中小企業は人手不足や不透明な経済情勢・海外情勢に直面しており、加えて、昨今の物価高、インボイス制度や電子帳簿保存法への対応に迫られていることから、中小企業の事務負担の軽減を図ることが必要。また、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることも図る。								
		《政策目的の根拠》 中小企業基本法において「中小企業に関する施策を総合的に推進」すること、「経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報の提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な配慮を払うこと。」とされている。								
	② 政策体系に おける政策 目的の位置 付け	V. 情報通信（ICT 政策） 2. 情報通信技術高度利活用の推進								
	③ 租税特別措 置等により 達成しよう とする目標	本税制措置が中小企業の事務負担に配慮して創設された経緯を踏まえ、中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上に係る指標として、間接部門にかかる費用の増減を計測する観点から売上高に対する販売費及び一般管理費の比率をメルクマールとする。また、中小企業における当該比率が 30%程度、それ以外の企業における当該比率が 16%程度であることを踏まえ、中小企業における当該比率が 20%以下の水準に到達することを目指す。								
10 有効性 等	① 適用数	本税制措置により、減価償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減、事務処理能力の向上に資する少額資産の取得を促進することによる事業効率の向上を図る。								
		<table> <tr> <td>令和元年度</td> <td>586,013 件</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>643,069 件</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>665,130 件</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度</td> <td>653,853 件</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年度</td> <td>657,215 件</td> </tr> </table>	令和元年度	586,013 件	令和 2 年度	643,069 件	令和 3 年度	665,130 件	令和 4 年度	653,853 件
令和元年度	586,013 件									
令和 2 年度	643,069 件									
令和 3 年度	665,130 件									
令和 4 年度	653,853 件									
令和 5 年度	657,215 件									

		<p>令和 6 年度 681,532 件（推計） 令和 7 年度 706,749 件（推計） 令和 8 年度 732,898 件（推計） 令和 9 年度 760,016 件（推計）</p> <p>※なお、昨今の経済状況等やインボイス制度の対応状況を踏まえた所要の見直しに関して、増減させる要素が明確でないことから、見込みの推計値には加味していない。</p>																																								
		<p>【算定根拠】 令和元年度～令和 5 年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）より引用。 ※令和 6 年度～令和 9 年度は平成 29 年度～令和 5 年度の適用件数実績から平均伸び率を算出し、試算。</p>																																								
②	適用額	<p>令和元年度 3,415 億円 令和 2 年度 3,607 億円 令和 3 年度 3,751 億円 令和 4 年度 3,636 億円 令和 5 年度 3,728 億円 令和 6 年度 3,862 億円（推計） 令和 7 年度 4,005 億円（推計） 令和 8 年度 4,153 億円（推計） 令和 9 年度 4,307 億円（推計）</p> <p>※なお、昨今の経済状況等やインボイス制度の対応状況を踏まえた所要の見直しに関して、増減させる要素が明確でないことから、見込みの推計値には加味していない。</p>																																								
		<p>【算定根拠】 令和元年度～令和 5 年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）より引用。 ※令和 6 年度～令和 9 年度は平成 29 年度～令和 5 年度の適用額実績から平均伸び率を算出し、試算。</p>																																								
③	減収額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>法人税</th> <th>法人住民税</th> <th>法人事業税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1</td> <td>325</td> <td>23</td> <td>134</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>316</td> <td>22</td> <td>131</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>342</td> <td>24</td> <td>141</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>337</td> <td>24</td> <td>139</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>349</td> <td>24</td> <td>144</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>362</td> <td>25</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>R7</td> <td>375</td> <td>26</td> <td>155</td> </tr> <tr> <td>R8</td> <td>389</td> <td>27</td> <td>161</td> </tr> <tr> <td>R9</td> <td>404</td> <td>28</td> <td>167</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">単位：億円</p>	年度	法人税	法人住民税	法人事業税	R1	325	23	134	R2	316	22	131	R3	342	24	141	R4	337	24	139	R5	349	24	144	R6	362	25	150	R7	375	26	155	R8	389	27	161	R9	404	28	167
年度	法人税	法人住民税	法人事業税																																							
R1	325	23	134																																							
R2	316	22	131																																							
R3	342	24	141																																							
R4	337	24	139																																							
R5	349	24	144																																							
R6	362	25	150																																							
R7	375	26	155																																							
R8	389	27	161																																							
R9	404	28	167																																							

		<p>※なお、昨今の経済状況等やインボイス制度の対応状況を踏まえた所要の見直しに関して、増減させる要素が明確でないことから、見込みの推計値には加味していない。</p>
		<p>【算定根拠】</p> <p>令和元年度～令和5年度の法人税は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）を基に財務省試算。</p> <p>※令和6年度～令和9年度は平成29年度～令和5年度の適用件数実績から平均伸び率を算出し、試算。</p> <p>法人住民税、法人事業税は法人税から試算。</p>
④	効果	<p>《政策目的（9①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）の実現状況》</p> <p>本税制措置が中小企業の事務負担に配慮して創設された経緯を踏まえ、中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上に係る指標として、間接部門にかかる費用の増減を計測する観点から売上高に対する販売費及び一般管理費の比率をメルクマールとする。また、中小企業における当該比率が30%程度、それ以外の企業における当該比率が16%程度であることを踏まえ、中小企業における当該比率が20%以下の水準に到達することを目指す。</p> <p>売上高に対する販売費及び一般管理費（資本金1億円未満の企業）の比率</p> <p>令和元年度 28.5% 令和2年度 29.7% 令和3年度 29.7% 令和4年度 29.8% 令和5年度 29.5%</p> <p>（参考）資本金1億円以上の企業における当該比率の状況 令和元年度 16.0% 令和2年度 16.9% 令和3年度 16.5% 令和4年度 15.5% 令和5年度 16.0%</p> <p>（出典）財務省「法人企業統計調査（年次別）」より試算</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本税制措置により、中小企業における減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減や、事務の効率化に資する情報通信関連の機器が多く導入されることによる事業効率の向上等が図られている。</p> <p>《適用数（10①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》</p>

		⑤ 税収減を是認する理由等	中小企業は従業員数が少ないことが多く、一定のスキルが必要な経理人材を十分に確保することが困難であることを踏まれば、取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産の全額損金算入を認めることにより、減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減やパソコン等の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上等の効果が得られることから、措置として妥当である。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本税制措置は、減価償却資産の管理などの納税に係る事務負担の軽減や事務の効率化を通じた中小企業の活性化を目的としている。補助金では、事務の効率化を図るパソコン等設備の導入には寄与すると考えられるが、圧縮記帳の導入や償却資産の管理などの面で事務負担は増加することとなり、目的は達し得ない。そのため、本税制措置は租税特別措置によるべき措置である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	中小企業の納税事務負担の軽減を図るためのほかの支援措置はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	中小企業は、我が国雇用の 7 割を支え、地域経済の中心的な役割を担っている。本税制措置により、こうした中小企業の納税事務負担の軽減、事務効率の向上を図ることは、地方経済にとっても有益であり、地方公共団体が協力することには相当性が認められる。
12	有識者の見解		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		